

平成24年4月30日制定
平成25年3月11日改正

千葉県ダンススポーツ連盟規約施行規則

(目的)

第1条 本規則は、千葉県ダンススポーツ連盟規約（平成9年9月20日制定、以下「連盟規約」という。）第41条に基づきその施行について、詳細事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 連盟規約第2条に規定する事務所の所在地は、千葉市若葉区都賀3-24-1とする。

(加盟団体)

第3条 連盟規約第7条に規定する理事会で承認された団体とは、次のとおりとする。

- (1) 千葉県ダンススポーツ連盟内規（平成11年4月11日制定）第2条に規定する千葉県ダンススポーツクラブ
- (2) JDSF認定サークル以外の団体

(会員)

第4条 連盟規約第8条第2項に規定する賛助会員とは、本連盟の趣旨に賛同する個人又は団体とする。

2 賛助会員は、本連盟に対し経済的支援等を行うことができる。

(入会)

第5条 連盟規約第9条に規定する加盟申請書は、別記様式第1号とする。

(入会金及び会費)

第6条 連盟規約第10条に規定する入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 0円/人/年
- (2) 会費 1000円/人/年（但し、JDSF会費を除く。）

2 賛助会員の入会金及び会費は、無料とする。

(総会の代議員)

第7条 連盟規約第12条第3項に規定する加盟団体とは、直近の1月1日現在登録済みの加盟団体とし、加盟団体から選任される代議員の人数は、次のとおりとする。

- (1) 代議員は、加盟団体ごとに代表者（当該加盟団体を統轄する者）1名とする。
- (2) 前号にかかわらず、加盟団体の会員が40名以上の場合は、会員40名から59

名までは1名、以降同様に20名単位ごとに別表第1のとおり1名を加えて代議員として選定し、その名簿を添えて本連盟に届け出ることができる。

(総会に付議すべき事項)

第8条 連盟規約第13条の総会に付議すべき事項は、事前に理事会の承認を得なければならない。

(臨時総会)

第9条 連盟規約第14条に規定する臨時総会の開催等に係る手続は、定時総会に準ずるものとする。

(招集)

第10条 連盟規約第15条第2項に規定する、総会の目的である事項及び招集の理由を示して要求があった場合の様式は、別記様式第2号とする。

(議決権)

第11条 連盟規約第17条第2項に規定する代理権を証明する書面（委任状）の様式は、別記様式第3号とする。

(役員)

第12条 連盟規約第20条第2項に規定する役職理事は、次のとおりとする。

- (1) 理事 会長 1名
- (1) 理事 副会長 3名以内
- (2) 専務理事 1名
- (3) 常務理事 若干名

(役員を選出)

第13条 連盟規約第21条第1項の総会で選任される理事及び監事は、総会までに所定の就任承諾書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 同条同項に規定する理事及び監事については、会長は、総会に新規理事名簿案を提出する前に、理事会の議決を経なければならない。

3 同条第2項に規定する会長及び役職理事の互選に当たっては、最年長の新理事を議長とし行うものとする。

(役員任期)

第14条 任期の途中で辞任しようとする役員は、原則として3ヶ月前までに、会長に所定の辞任届（様式第5号）を提出しなければならない。

(名誉役員)

第15条 連盟規約第25条2項に規定する名誉役員の委嘱については、理事任期と同

任期とし、その都度委嘱するものとする。

2 前項に規定する委嘱をする場合の委嘱状は、別記様式第6号とする。

(専門部及び専門委員会)

第16条 連盟規約第29条に規定する専門部及び専門委員会は、別表第2に規定する
とおりとする。

(書類等の保存期間)

第17条 連盟規約第34条に規定する書類の保存については、別表第3に規定する
とおりとする。

(表彰)

第18条 連盟規約第35条に規定する表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 理事又は監事が退任する際の在任期間（理事及び監事の期間は通算しない）
- (2) 認定サークル（千葉県登録）としての加盟期間
- (3) 選手（千葉県登録）が、当該年度において本連盟の発展に尽力し功績があつたと認められる顕著な成績を残した場合
- (4) 会員又は団体等が、当該年度において本連盟の発展に尽力し功績があつたと認められる顕著な成績を残した場合

2 表彰は、賞状及び金品を授与してこれを行い、その内容は別表第4に規定する
とおりとする。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。